

人権のつぼ

179

大山町人権交流センター 茶畑1077・3
 ☎0859・54・2286 (FAX)0859・54・2413

6月1日は「人権擁護委員の日」です

人権擁護委員法（昭和24年5月31日）が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国一斉に人権相談が開設されます。本町では、左記日程で特設人権相談を開設し、法務大臣から委嘱を受けた6人の人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症の状況によって、町内の「特設人権相談所」を中止する場合があります。
 ※毎日平日の8時30分から17時15分までの間、左記のナビダイヤルで人権相談を受けておりますので、お気軽にご相談ください。

「ナビダイヤル」

みんなの人権110番
 ☎0570・003・110

子どもの人権110番

☎0120・007・110

女性の人権ホットライン

☎0570・070・810

「特設人権相談日」

○中山地区 役場中山支所

6月1日（月）13時30分～16時

○名和地区 人権交流センター

6月3日（水）9時～11時30分

○大山地区 大山公民館

6月3日（水）13時30分～16時

※毎月「特設人権相談所」を開設していますので、「広報だいせん」の行事カレンダーなどでご確認ください。



人権イメージキャラクター
 人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されます。

パワーハラスメント防止措置が事業主の義務（※）となります。※中小事業主は、令和4年4月1日から義務化。

職場における「パワーハラスメント」とは、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

☎ 鳥取労働局雇用環境・均等室
 ☎0857-29-1709

人権擁護委員の仕事を紹介します

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例を見ない制度として発足しました。人権擁護委員は無報酬ですが、現在、約14,000人が法務大臣から委嘱され、全国の各市町村に配置されて、積極的な人権擁護活動を行っています。

町内の6名の人権擁護委員を紹介します。
 （敬称略）

中山地区	てしま 孝人 手島 孝人
	かねだ かずとし 金田 和寿
名和地区	こにし ひろこ 小西 廣子
	おしむら かつひこ 押村 克彦
大山地区	おおつか のりこ 大塚 典子
	つじた としこ 辻田 稔子